

静岡県人事委員会は、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月2日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則14-187

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（静岡県人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 本庁		別表第1 本庁	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
知事部局	部長、知事戦略監、 <u>地域外交監、農林水産戦略監、危機管理監、</u> 県理事、政策推進担当部長、部長代理、危機管理監代理、スポーツ担当部長、部理事、局長、局理事、局参事（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、 <u>景観まちづくり監、地震防災センター所長、総務監、経理監、政策監、危機報道監、</u> 課長、フロンティア推進室長、資産経営室長、人材育成室長、 <u>旅券室長、個人住民税対策室長、</u> 建築確認検査室長、鳥獣捕獲管理室長、 <u>文化力の拠点推進室長、</u> 人権同和対策室長、精神保健福祉室長、医療人材室長、通商推進室長、商業まちづくり室長、 <u>先端農業推進室長、専門職大学整備室長、</u> 局技監（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、課参事（人事又は服務を担当する	知事部局	部長、知事戦略監、危機管理監、 <u>県理事、政策推進担当部長、地域外交担当部長、農林水産担当部長、</u> 部長代理、危機管理監代理、スポーツ担当部長、部理事、 <u>部参事、</u> 局長、局理事、局参事（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、 <u>地震防災センター所長、危機報道官、</u> 課長、フロンティア推進室長、資産経営室長、人材育成室長、個人住民税対策室長、 <u>旅券室長、</u> 建築確認検査室長、鳥獣捕獲管理室長、 <u>オリンピック・パラリンピック調整室長、</u> 空港調整室長、人権同和対策室長、精神保健福祉室長、医療人材室長、通商推進室長、商業まちづくり室長、 <u>先端農業推進室長、専門職大学開学準備室長、</u> 局技監（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、課参事（人事又は服務

者に限る。)、課技監(人事又は服  
務を担当する者に限る。)、課長代理(人事又は服  
務を担当する者に限る。)、専門監(人事又は服  
務を担当する者に限る。)、総務班長(知  
事直轄組織総務課、危機管理部  
総務課及び経営管理部総務  
局総務課並びに総務監付の者  
に限る。)、主幹(経営管理部  
総務局総務課及び総務監付の  
者であって総務を担当する者  
に限る。)

(略)

人事課	<u>専門監</u> 、班長、副班長、主査 (人事、給与又は勤務条件の 企画に関する事務を行う者に 限る。)、主任(人事、給与又 は勤務条件の企画に関する事 務を行う者に限る。)、 <u>主事</u> (給与の企画に関する事務を 行う者に限る。)
-----	--

(略)

秘書課	<u>秘書監</u> 、秘書主幹、主任(知 事秘書の業務を担当する者に 限る。)
-----	--

(略)

教育委員 会事務局	教育部長、教育監、理事(総 括担当)、 <u>理事</u> 、課長、室 長、人事監、指導監、参事 (監察を担当する者に限 る。)、課長代理(人事、予算 又は福利厚生を担当する者に 限る。)、 <u>専門監</u> (給与を担当 する者に限る。)、部付主幹、 総務班長、班長(人事、監
--------------	---

を担当する者に限る。)、課技  
監(人事又は服  
務を担当する  
者に限る。)、課長代理(人事  
又は服  
務を担当する  
者に限る。)、総務班長(知事直轄組  
織総務課、危機管理部総務課  
及び経営管理部総務局総務課  
並びに政策管理局総務課の者  
に限る。)、主幹(経営管理部  
総務局総務課及び政策管理局  
総務課の者であって総務を担  
当する者に限る。)

(略)

人事課	<u>課長代理</u> 、班長、副班長、主 査(人事、給与又は勤務条件 の企画に関する事務を行う者 に限る。)、主任(人事、給与 又は勤務条件の企画に関する 事務を行う者に限る。)
-----	---

(略)

秘書課	<u>統括秘書主幹</u> 、秘書主幹、主 任(知事秘書の業務を担当す る者に限る。)
-----	---

(略)

教育委員 会事務局	教育部長、教育監、理事(総 括担当)、 <u>部参事</u> 、課長、室 長、人事監、指導監、 <u>学校づ くり推進室長</u> 、参事(監察を 担当する者に限る。)、課長代 理(人事、予算又は福利厚生 を担当する者に限る。)、 <u>専門 監</u> (給与を担当する者に限 る。)、部付主幹、総務班長、
--------------	--

	<p>察、勤務条件、給与、予算又は福利厚生を担当する者に限る。)、主幹(人事を担当する者に限る。)、教育主幹(人事を担当する者に限る。)、主査(人事、給与又は勤務条件に関する事務を行う者に限る。)、教育主査(人事に関する事務を行う者に限る。)、主任(人事又は給与に関する事務を行う者に限る。)、<u>主事(給与又は勤務条件に関する事務を行う者に限る。)</u></p>
人事委員会事務局	<p>局長、次長、課長、課長代理、<u>専門監</u>、班長、主査(人事行政の企画に関する事務を行う者に限る。)、主任(人事行政の企画に関する事務を行う者に限る。)</p>
(略)	

	<p>班長(人事、監察、勤務条件、給与、予算又は福利厚生を担当する者に限る。)、主幹(人事を担当する者に限る。)、教育主幹(人事を担当する者に限る。)、主査(人事、給与又は勤務条件に関する事務を行う者に限る。)、教育主査(人事に関する事務を行う者に限る。)、主任(人事、給与又は勤務条件に関する事務を行う者に限る。)</p>
人事委員会事務局	<p>局長、次長、課長、課長代理、班長、主査(人事行政の企画に関する事務を行う者に限る。)、主任(人事行政の企画に関する事務を行う者に限る。)</p>
(略)	

別表第2 出先機関

機関	職
地域局	局長、副局長、伊豆観光局長、次長
消防学校	(略)
(略)	
財務事務所	(略)
東京事務所	(略)
(略)	
富士山世界遺産センター	(略)
空港管理事務所	所長、副所長、総務課長
健康福祉センター	(略)
(略)	
磐田学園	(略)
浜松学園	園長、総務課長
東部看護専門学校	(略)
(略)	
農林技術研究所	所長、部長、 <u>研究統括監</u> （人事を担当する者に限る。）、次長、総務課長、センター長、総務課分室長
畜産技術研究所	所長、 <u>研究統括監</u> 、総務課長、センター長、総務課分室長
水産技術研究所	所長、 <u>研究統括監</u> 、総務課長、船舶管理課長、分場長、養鱒場長、駿河丸船長

別表第2 出先機関

機関	職
消防学校	(略)
(略)	
財務事務所	(略)
地域局	局長、副局長、伊豆観光局長、次長
東京事務所	(略)
(略)	
富士山世界遺産センター	(略)
埋蔵文化財センター	所長、次長、総務課長
健康福祉センター	(略)
(略)	
磐田学園	(略)
看護専門学校	(略)
(略)	
農林技術研究所	所長、部長、 <u>研究統括官</u> （人事を担当する者に限る。）、次長、総務課長、センター長、総務課分室長
畜産技術研究所	所長、 <u>研究統括官</u> 、総務課長、センター長、総務課分室長
水産技術研究所	所長、 <u>研究統括官</u> 、総務課長、船舶管理課長、分場長、養鱒場長、駿河丸船長

工業技術研究所	所長、次長、部長、 <u>研究統括監</u> 、センター長、総務課長、総務課分室長	工業技術研究所	所長、次長、部長、 <u>研究統括宣</u> 、センター長、総務課長、総務課分室長
(略)		(略)	
教育事務所	(略)	教育事務所	(略)
<u>埋蔵文化財センター</u>	所長、次長、総務課長		
総合教育センター	(略)	総合教育センター	(略)
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。